

# I. 国際環境協力の理念及び基本方針

## 1. 理念及び目標

### 1-1 理念

(地球環境の保全と持続可能な開発のためのパートナーシップの構築)

地球は、すべての国、人々の共有物であり、その環境は有限である。地球上のすべての人々が将来にわたって健康で文化的な生活を享受し、持続可能な開発を達成するため、この有限の地球環境を保全していくことは、人類共通の課題である。また、地球環境はいわゆる地球公共財と位置付けられ、その保全は、同じく地球のすべての人の共通課題である平和の維持・構築、貧困の削減、健康の維持増進など他の課題の解決を図る上でも重要な要素となっている。経済社会は、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれており、すべての国が、国際的協調の下で、この地球環境の保全と持続可能な開発に努め、また、それを通じて、他の人類共通の課題への対処に貢献しなければならない。

これは先進国、開発途上国を問わず共通に担わなければならない課題である。すべての国が、まず自らその課題に積極的に取り組むとともに、国際的協調の下で「地球環境の保全と持続可能な開発のためのパートナーシップの構築」に向けて国際環境協力を推進する必要がある。このパートナーシップの構築とは、まず、各国が、自ら政策の立案実施を通じて課題克服に努めることを基本としつつ、各々の能力に応じて協力しあいながらその理念の実現に向けて行動することである。

削除：全て

削除：全て

削除：公共財とされる

削除：地球公共財の形成

削除：全て

削除：全て

### 1-2 目標

(地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の仕組みの改善)

環境保全に係る国際協力の目的が、人類存続の基盤である環境の保全にあることは当然である。このためには、環境を共有する各国、あるいは各国の様々な主体が自律的に環境の管理に取り組む仕組みを構築し、強化することが重要である。

開発途上国にとって、MDGs の達成を含めた持続可能な開発は重要な課題である。開発は良好な環境という土台の上に成り立つものであり、大気や水、土壌などのローカルな環境の保全は持続可能な開発の前提となっている。一方、持続可能な開発は、飢餓の撲滅、初等教育の達成、衛生の向上などの基礎的ニーズの充足が重要な要素であり、これらの改善に資するような地域環境の保全を行っていく必要がある。また、今後は、ローカルな問題だけでなく、地域環境の保全に加えて、地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模の環境問題への対応(地球環境の保全)も途上国に求められている。

削除：我々が共有する

削除：場合

コメント：意見整理番号2

こうした観点から、今後 10 年程度の期間を見通したうえで、その期間の最後に達成しているべき目標として、「地球環境の保全と持続可能な開発を考えた環境管理の仕組みの改善」を掲げる。

ここでいう環境管理の仕組みとは、環境の状況に関する情報やデータを収集・分析し、何が問題となっているのかを把握し、環境問題解決のための対策を立案するとともに、必要な仕組みを整備し、対策を実施していくことである。また、環境対策の実施状況をモニタリングし、その結果の評価を次の対策の立案実施に活かしていくことも重要である。対策の立案に当たっては、環境問題が顕在化しないように、環境リスクを把握し、そのリスクを最小化するように政策決定をしていくことが求められる。環境管理の仕組みの改善とは、このような情報・データの収集・分析能力が向上し、必要な仕組みが整備され、効果的な環境対策や環境リスクマネジメントが実施されていくことを意味している。

削除：ここで、

コメント：意見整理番号2

削除：

ただし、環境保全はそれ自体が独立して追求されるものではない。MDGs の達成を含めた持続可能な開発は、特に開発途上国にとって重要な課題であり、また、地球規模の環境問題の解決の視点もますます重要になっている。

### 1-3 重点的目標

#### (1) 国際的取組への戦略的かつ積極的な関与

我が国は、二度にわたる石油危機や急激な円高の進行に対応して省エネルギーを進め、世界でも最もエネルギー効率の高い社会を構築してきた。また、経済成長とともに増大するごみの発生に対応し、ごみを減らし、使えるものは繰り返し使い、ごみになったら資源として再利用する循環型社会の構築に取り組んできた。地球温暖化対策や 3R(廃棄物発生抑制、再使用、再生利用)の推進のような、地球環境を保全する上でのニーズが高く、かつ、我が国の経験を生かすことができる分野を中心として、世界や地域レベルでの環境管理の仕組みの構築、強化に積極的に関与していくべきである。

#### (2) 東アジアにおける環境管理の仕組みの改善

我が国としては、期待される環境保全上の効果、我が国との社会的、経済的、地理的な関係、また、欧州及び北米の先進国による国際環境協力との相互補完の観点から、とりわけ北東アジアと東南アジアから構成される東アジア<sup>4</sup>を中心として目標の達成に向けた取組を進めるべきであり、東アジアにおける環境管理の仕組みの改善に重点をおいて、リーダーシップを発揮していくべきである。

<sup>4</sup> ここでは、一義的には日本、中国、韓国、モンゴル、ASEAN 諸国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)を想定している。取組によっては、極東ロシア等も協力の枠組みに参加している。なお、東アジア地域全体での取組の推進という観点から、参加枠組みの性格、取組の内容及び政治的な状況等を勘案した上で、必要であれば、北朝鮮の参加を検討することも考えられる。

(東アジアに重点をおく理由)

東アジア地域には、世界人口の約3分の1が居住し、経済活動も活発で、全世界のGDPの約2割を生み出している。また、今後も著しい経済成長が続き、一層大きなエネルギーや資源の需要が発生することが見込まれている地域である。これに伴い、当地域は、現在既に世界全体の二酸化炭素排出量の約2割を排出するなど環境への負荷も大きくなっており、今後の更なる経済活動の拡大等を見込むと、当地域で適切な環境保全に係る対策が進められない限り、温室効果ガスの排出、資源の大量消費と廃棄物の大量発生等を通じて、地球全体の環境にも甚大な影響が及ぶとともに、域内各国もそれぞれ一層深刻な公害・都市環境問題や自然環境の破壊等の問題を抱えるおそれが高い。

また、我が国を含む東アジアでは、市場メカニズムを通じて各国が経済的に密接不可分な関係にあり、各国が経済活動を通して東アジアの環境に影響を与えており、同時に、東アジアの環境悪化の影響を受けているといえる。

削除： .

削除：域内各国間の貿易・投資・金融活動が拡大し

(東アジアにおける環境協力の枠組みの構築)

我が国は、これまで東アジアの国々との環境協力や北東アジアの国々との環境政策対話を実施してきており、それらを土台として、東アジア地域での環境管理の仕組みの改善に取り組んでいくことは効果的と考えられる。

削除：を有するに至っている。すなわち、我が国を含め地域各国は

東アジアは様々な発展段階の国々からなる。我が国はこれまでも、受入国の経済開発の程度に応じて、無償・有償の資金協力と技術協力の各スキームを使い分け、又は組み合わせさせてODAを供与してきたが、今後とも国ごとの経済成長に応じて、ODAの役割はそれぞれ変化していくことが予想される。引き続き貧困削減を始めとして基礎的要求の充足にODAが不可欠な国や経済社会インフラの整備にODAが必要な国がある一方で、我が国のODA供与対象からはずれる国が出てくることも予想される。また、既に韓国、シンガポール及びブルネイがODA対象国からはずれている。このようなODA供与対象からはずれた国においては、経済・社会における民間セクターの役割が大きいことから、今後の国際環境協力を考える上でも民間セクターを中心とした社会全体の活動を如何に環境上持続可能なものとしていくかが重要な課題となるだろう。

削除：このような密接不可分な関係にある東アジアの国々が「地球環境の保全と持続可能な開発」を共通の課題として共有し、相互に協調しながら各国の役割を遂行することは、地球環境保全上、また、地域の環境改善を図る上で、重要な意義を有する。さらに、そうした協力の推進によって、今後当地域で予想される更なる経済成長を環境上持続可能な形に誘導するとともに、地域各国における環境産業の発達を促すなど、域内各国が大きなメリットを享受できる可能性があると考えられる。

こうした状況や見通しを踏まえれば、東アジア地域においては、今後10年間に各国で生じると考えられる経済・社会の変化をそれぞれの確に踏まえて、関係国の政府のみならず企業その他の社会の様々な主体とのパートナーシップの下で、地域的な環境協力の枠組みを構築していく必要がある。

削除：取組

すなわち、地球環境の保全と持続可能な開発の達成に向けて、東アジア各国がそれぞれの役割を果たしていく仕組みを構築することを目指すべきである。

### (3) 東アジアを起点としたアジア太平洋地域・全世界での取組の推進

「全世界」-「アジア太平洋地域」-「東アジア地域」は、順につながる継ぎ目のない構造になっており、相互に影響を及ぼす関係にある。東アジアの活動はアジア太平洋・全世界につながり、また、世界の活動は東アジアにも影響を与える。地域での取組は世界的な取組の強化にもなることから、日本のイニシアティブとして「東アジア地域」での取組を進めることは、それを突破口としてアジア太平洋や全世界での取組を進めていくことにもつながる。

また、「アジア太平洋地域」-「東アジア地域」以外においても、国際的に協力が求められる重要な環境問題があり、現にこれらの問題の解決に向けて、地方公共団体、NGO/NPO、企業、学術研究機関など様々な主体が積極的に取り組んでいることから、我が国の経験を活かして国際社会と協調して戦略的に積極的な協力を推進するべきである。

削除：と

削除：とのつながり)

書式変更：見出し 3

削除：繋がる

削除：繋がり

削除：ることから

削除：これらについても

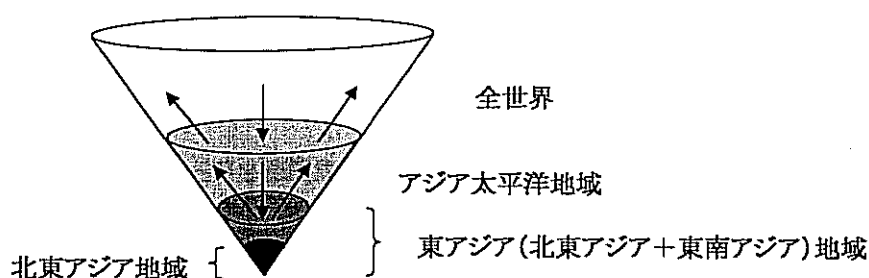


図 対象地域のイメージ

## 2. 基本方針

### 2-1 今後の国際環境協力の基本方針

#### (1) 世界的な枠組みづくりへの積極的な関与

地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて各国が協調して具体的行動を推進するためには、世界的な枠組みづくりを進めることが重要である。我が国は、今後ともこうした枠組みづくり積極的に関与する必要がある。特に、地球温暖化対策や3Rの推進など我が国の経験と教訓が生かせる分野で、積極的に関与していくことが求められる。その際、多数国間での枠組み交渉のみならず、EU・米国等の先進国及び有力な開発途上国との間で、二国間の政策対話にも積極的に取り組むことが重要である。

#### (2) 東アジア諸国との協働（パートナーシップ）に基づく協力

##### (パートナーシップに基づく対等な協力関係の構築)

東アジア地域において目標を達成するためには、域内各国が、地域の環境問題を自らの問題としてとらえ、問題解決に向けて自らが責任を持って取り組み、かつ、各国と対等な立場で協力を進めることが必要である。我が国は、近年進みつつある様々な政策対話の場を活用して、そうしたパートナーシップに基づく協力が、地域のすべての国、さらには世界全体の利益となるという認識の共有化に努める必要がある。

削除：全て

また、協力に当たっては、東アジアの諸国の対処能力に様々な違いがあることから、それぞれの置かれている環境と立場を尊重しながら支援・協力関係を深めることが大切である。

さらに、東アジアにおいては他の先進各国や国際機関等も積極的に国際環境協力の取組を進めていることから、これらの関係者とも対話を十分行い連携を図る必要がある。

##### (日本のリーダーシップの発揮)

東アジアにおいては、今後予想される更なる経済成長の中で、地球環境の保全と持続可能な開発を達成していかなければならない。それには、社会・経済の活動全般においてあまねく環境保全を追求していくことが必要となる。我が国は、環境汚染による甚大な健康被害、石油高騰によるエネルギー逼迫、廃棄物発生量の増大による廃棄物管理の困難を経験し、公害対策や省エネルギーの取組、3Rを含む循環型社会の形成に向けた取組等を通じて、環境と経済の統合、持続可能な社会の実現を目指して努力を続けている。今後の東アジアにおける環境管理を進めるに当たっては、そうした経験や教訓を積極的に地

域の各国と共有するとともに、地域の各国の事情に応じた適正な対策・施策の立案実施のために、各国と協働する必要がある。また、地球温暖化など世界的な取組が求められている課題に対して、東アジアの国々が積極的に取り組むよう、リーダーシップを発揮することが求められる。

### (3) 様々な主体による取組の促進・主体間の連携強化

#### (目標達成に向けた様々な主体の協力)

目標を達成するためには、法・制度の整備や執行のみでは不十分であり、国民各層の支持を得た上で、地方公共団体、企業、NGO/NPO など様々な主体が、求められる役割を担っていくことが重要である。これは、今後の国際環境協力の際し、とりわけ重視すべき点であり、協力相手国の多様な主体とも連携を進め、パートナーシップを構築することが必要である。

また、協力の相手国の状況、特に、経済活動における民間セクターの役割の大きさや環境管理能力に応じて、我が国として ODA その他の公的な支援と、企業活動を通じた環境技術の導入・普及、NGO/NPO 等による活動を適切に組み合わせる必要がある。特に中進国では、民間セクターが市場を通じて相手国への技術移転を図ること等持続可能な開発の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待される。

特に、地域社会全体での環境管理の取組を進めていくことが重要であり、そのためには住民意識の向上が不可欠であることから、環境情報の公開と開発プロジェクトの計画策定プロセスへの住民参加を促進していくような取組が必要である。

### (4) 必要な国内体制の整備

#### (ODA の枠組みを超えた幅広い協力の基盤づくり)

我が国の国際環境協力を進める上で、これまで、国内体制の強化が重要であることは十分に認識されてきたが、ODA に関する体制の強化が中心であったように思われる。しかし、東アジアで経済成長が続き、公的セクターから民間の役割が増大していくにつれて、国際環境協力の場は大きな広がりを見せている。特に、持続可能な開発の実現に民間セクターが果たすべき役割の大きさを考えると、人材の育成・活用、情報や資金、国民各層の参加機会など、ODA の枠組みを超えた幅広い協力の基盤づくりを重視しなければならない。また、関係機関の連携を密にすることに加え、環境省、地方公共団体、企業、NGO/NPO などの主体を体制面で強化することも重要である。

コメント：意見整理番号10
削除： また
削除：る。特に
削除：地域社会の環境管理を進める上で
削除：が非常に重要であり
削除：重要

## (5) 重点分野を考慮した協力

### (持続可能な開発に関する計画等における重点分野)

2000年9月の国連ミレニアム・サミットで採択された「ミレニアム宣言」を通じて、一つの共通の枠組みとして2015年までに達成すべきMDGsが設定されている。その中で、目標7として環境の持続可能性の確保が掲げられており、飲料水へのアクセス、森林保全、生物多様性保全、温室効果ガスやオゾン層破壊物質の削減、エネルギー消費の削減などを具体的な指標としている。

2001年のWSSDアジア太平洋地域ハイレベル準備会合で採択されたプノンペン・プラットフォームでは、淡水資源の保護管理、クリーナープロダクションと持続可能なエネルギー、大気汚染と気候変動、土地管理と生物多様性保全、キャパシティ・ビルディングが重点分野に挙げられており、都市環境改善を目指す北九州イニシアティブの実施が再確認されている。

2002年9月のWSSDでは、持続可能な開発を進めていく上で、水、エネルギー、健康(廃棄物の削減や化学物質の使用停止)、農業、生物多様性を重点分野としていくことが提唱された。

また、ハイレベルの有識者が参画し、アジア太平洋地域の持続可能な開発戦略の検討を行ったアジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)の報告書(2005年)では、分野別の提言として、淡水資源、海洋・沿岸資源、エネルギー・大気、土地利用管理、化学物質の重点分野における今後の取組の方向が示されている。

### (国際的重点分野と我が国の比較優位を踏まえた協力の推進)

これらの流れを踏まえると、国際的には、特に「淡水資源」、「エネルギー・気候変動」、「土地管理と生物多様性」、「都市環境」、「化学物質管理」及び「教育・キャパシティ・ビルディング」などに重点が置かれていると考えられる。したがって、今後10年間に我が国が行う国際環境協力においても、こうした重点分野を考慮するとともに、公害対策、環境モニタリング技術、環境教育・能力開発等に関して、我が国に豊富に蓄積されている経験・知見や教訓、比較優位を十分に活かして積極的に取り組むことが適切である。

### (貧困削減、新貿易体制への対応、紛争予防につながる国際環境協力)

また、国際社会の目標である貧困削減、新たな貿易体制への対応、紛争予防といった領域についても、各々の問題が環境問題と密接に関係していることが指摘されている。自然資源を生計の糧の一部としている人々にとって、自然資源の劣化は直接生活を脅かし、貧困の悪化を招くおそれがある。貿易は、環境上健全な技術、サービス、財の国際的な普及を促進させるといったプラスの面もあるが、環境問題を悪化させる可能性もあることか

削除：恐れ

ら、二国間や多数国間で貿易に関する協議を進めるに当たっては、環境保全との両立を図ることが重要である。自然資源の不適切な管理が国家間の紛争を悪化させることから、紛争予防においては自然資源の適切な管理が決定的に重要となっている。一方、自然資源の共同管理を通してイデオロギー的な違いを超えて連帯感が醸成され、紛争の解決につながる場合もある。国際環境協力の推進に当たっては、環境問題がこうした問題と密接な関係を有し、また、問題への対処において重要な役割を果たしうることをご考慮する必要がある。

## 2-2 国際環境協力を進める上での配慮すべき事項

(成果重視／効率性確保、公正確保、多様性への対応、国民参加への配慮)

国際環境協力を推進する際、以下の点に配慮して進めるものとする。

第1に、それぞれの国際環境協力についての成果の重視とともに、投入する人力や資金の効率性の確保、第2に、特定の利害関係者への利益供与や基本的人権の侵害など、社会正義に反することのないような公正性の確保、第3に、それぞれの国・地域の文化の多様性への対応、第4に、十分な情報の提供と、意見交換、提案の機会創出による国民各層の広範な参加、に十分配慮して国際環境協力を実施する。なお、その際、透明性を確保し、利害関係者との対話に基づく合意形成を図るものとする。また、協力の評価に当たっては、環境保全上の成果やそのための資源投入の効率性を的確に評価すべきであり、評価指標の設定、関連する情報やデータの収集、評価の実施を関係国と共同で行うことが望ましい。その際、国際環境協りに携わる人材の育成など成果を上げるのに一定の期間を要する取組があること、良好な自然環境の保全など環境保全上の成果が定量的に測定しにくい取組があることに留意する。

なお、これらは、とりわけ ODA 等公的セクターによる協力について要請されているが、その他の様々な協力においても同様に当てはまるものと考えられる。